ため池廃止工事における下流域への影響(処置済)

1億5683万円(指摘金額)

ため池 廃止工事 の概要

- 農林水産省は、都道府県、市町村等(事業主体)に対し、防災減災事業として行う、老朽化が進み利用見込みのない ため池の貯水機能の廃止をする工事(**ため池廃止工事**)を支援するための交付金等を交付
- ため池廃止工事は、主に堤体の一部又は全部を**開削**し、開削した堤体の底部等に新たに水路(**新設水路**)を整備し、 下流域の既設の水路(既設水路)に接続するもの。新設水路及び既設水路は、廃止したため池跡地に流入する雨水等 を下流域に排水するための排水路として機能
- 設計基準等によれば、排水路は、**洪水時等の排水処理が安全に行える**ように計画しなければならないとされている

検査の 結果

- 令和3年度から6年度までにため池廃止丁事(丁事費計17億1564万円、交付金等相当額計15億1876万円)を完了した 80事業主体の198か所を検査
- 47事業主体が実施した**94か所**のため池廃止工事において、事業主体が既設水路の流下能力を未把握。 このうち、9事業主体が実施した**14か所**のため池廃止丁事(1)において、新設水路の設計流量が既設水路の 流下能力を上回っていた
- 事業主体が既設水路の流下能力を**設計時に把握**していたため池廃止工事のうち、5事業主体が実施した**9か所**の ため池廃止丁事(2)においても、新設水路の設計流量が既設水路の流下能力を上回っていた
- 14事業主体が実施した**23か所**のため池廃止工事(工事費計1億6811万円、交付金相当額計**1億5683万円**)((1)+(2)) については、**雨水等を下流域に安全に排水することができず**、新設水路と既設水路の接続部分において**溢水して** 下流域に被害を及ぼすおそれ

当局の 処置

- 7年3月に「農業用ため池廃止丁事の設計に関する手引き」(令和7年3月農林水産省農村振興局防災課策定)において、 雨水等を既設水路で下流域に安全に排水することができるか、**計画の策定時から設計時までに確認すること**を明記し 周知
- 7年7月に都道府県等に対して通知等において、**下流域への影響を確認する際の具体的な方法**を示した上で、 対策が必要と判断された場合には**当該対策を計画的に行う**よう**周知**

ため池廃止工事における下流域への影響(処置済)

1億5683万円(指摘金額)

ため池廃止工事の概要

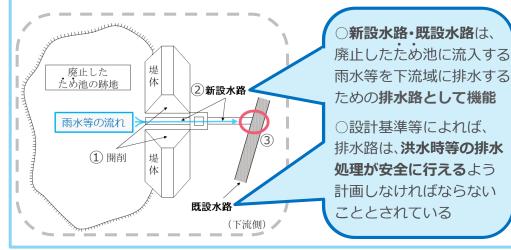
<ため池廃止工事による堤体断面図(開削工法)>



- ① 堤体の一部又は全部を開削
- ② 開削した堤体の底部等に水路 (新設水路)を整備
- ③ 下流域の既設水路に接続 (下図の赤丸箇所)

: 農業用ため池廃止工事の設計に関する手引き(令和7年3月農林水産省農村振興局防災課)

<ため池廃止工事のイメージ>



検査の結果

・ため池廃止工事の実施に当たり、**雨水等を下流域に安全に排水** できる状況か検査(80事業主体が実施した198箇所のため池 廃止丁事)

・14事業主体が実施した23か所のため池廃止工事について、 新設水路の設計流量が既設水路の流下能力を上回っていて、 雨水等を下流域に安全に排水することができず、新設水路と 既設水路の接続部分において**溢水して下流域に被害を及ぼすおそれ**

(単位・事業主体: か所: 万円)

П		(半江)			
	項目	事業主体	ため池	工事費	交付金 相当額
	事業主体が新設水路の接続先となる既設水路の 流下能力を設計時に把握していなかったもの	47	94	8億8377	7億3346
	新設水路の設計流量が既設水路の流下能力 を上回っていたもの (1)	9	14	1億0004	9392
	事業主体が既設水路の流下能力を設計時に 把握していたが、 新設水路の設計流量 が 既設水路の流下能力 を上回っていたもの (2)	5	9	6806	6291
	新設水路の設計流量が既設水路の流下能力 を上回っていたものの合計 ((1)+(2))	14	23	1億6811	1億5683

当局の処置

- ・7年3月に「農業用ため池廃止工事の設計に関する手引き」(令和7年3月農林水産省農村振興局防災課策定)において、雨水等を既設水路で 下流域に安全に排水することができるか、計画の策定時から設計時までに確認することを明記し周知
- 府県等に対して通知等において、**下流域への影響を確認する際の具体的な方法**を示した上で、対策が必要と判断された場合 には当該対策を計画的に行うよう周知